

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	和歌山市

和歌山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 和歌山市 産業交流局 農林水産部 農林水産課
所在地 和歌山県和歌山市七番丁23番地
電話番号 073-435-1049
FAX番号 073-435-1264
メールアドレス norinsuisan@city.wakayama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アナグマ、シカ、ハクビシン、カワウ、サギ、カラス、ムクドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	和歌山市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
農作物被害		
イノシシ	水稲、いも類、果樹、野菜	4,395千円 (1.49 ha)
アライグマ	野菜、果樹、生活環境被害	3,517千円 (0.45 ha)
アナグマ	野菜、うり類	949千円 (0.11 ha)
ハクビシン	果樹	6千円 (0.002ha)
カラス	果樹、野菜、生活環境被害	383千円 (0.14 ha)
ムクドリ	果樹、野菜、生活環境被害	141千円 (0.05 ha)
農作物被害合計		9,391千円 (2.242 ha)
水産被害		
カワウ・サギ	アユ	4,000千円
農水産被害合計		13,391千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシ</p> <p>イノシシの被害については、雑賀崎・秋葉山を除く市内全域の山際で発生している。防護柵設置の普及により、被害対策の効果が見られるものの、まだ対策を講じていない場所で、今も被害が続いている。また、表土の掘り起こしによる農道や畦・水路、石垣等への破壊行動の増加により、農地としての形状を維持するのが困難となっており、その有用な対策に苦慮している。</p> <p>・アライグマ</p> <p>アライグマについては、平成12年5月に初めて目撃情報が寄せられて以来、目撃及び被害地域がほぼ市内全域に拡大しているが、長期的には被害は減少傾向にある。被害の傾向については、夏から秋にかけてはスイカ、ブドウ、イチジク等の食害、冬から春にかけて家屋に営巣する等の生活環境被害が発生している。</p>
--

- ・ アナグマ
アナグマは令和2年度からは被害の報告がある。主な被害品目はスイカ、イチゴ、トウモロコシ等。
- ・ ハクビシン
みかん等の果樹への被害がある。
- ・ カラス、ムクドリ
カラス・ムクドリは山東地区、和佐地区においてブドウ、ブルーベリー、モモ、ミカン、スイカ等の被害がある。
- ・ カワウ、サギ
カワウ・サギについては、平成14年2月に初めて内水面漁業組合から紀ノ川におけるアユの食害による被害届が提出され、年に約400万円の被害が発生している。対策をしているが、被害を効果的に減ずるに到っていない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害		
イノシシ	4,395千円 (1.49 ha)	3,955千円 (1.34 ha)
アライグマ	3,517千円 (0.45 ha)	3,165千円 (0.40 ha)
アナグマ	949千円 (0.11 ha)	854千円 (0.10 ha)
ハクビシン	6千円 (0.002ha)	5千円 (0.0018ha)
カラス	383千円 (0.14 ha)	344千円 (0.12 ha)
ムクドリ	141千円 (0.05 ha)	126千円 (0.045 ha)
農作物被害合計	9,391千円 (2.24 ha)	8,449千円 (2.01 ha)
水産被害		
カワウ・サギ アユの被害額	4,000千円	3,600千円
計	13,391千円 (2.24 ha)	12,049千円 (2.01 ha)

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>イノシシについては、有害鳥獣捕獲事業による捕獲報償金や弾代や出動に対し、和歌山県猟友会和歌山支部に対し、補助金を交付し、個体数の削減に努めている。平成25年2月に鳥獣被害対策実施隊を設置し有害の専門知識を持った職員による効果的な被害の軽減に努めている。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物法に基づく「和歌山市アライグマ防除実施計画」により、報償金を交付し根絶を目指している。</p> <p>アナグマに対しては、在来種であり、積極的な捕獲をしてこなかった。</p> <p>シカ・ハクビシンに対しては、これまで目撃情報が少なく、被害の報告がなかったため積極的な捕獲をしてこなかった。</p> <p>カラス・ムクドリは平成27年度から毎年、猟友会が銃による駆除ボランティアを実施している。</p> <p>カワウ・サギについては、餌場である紀の川（田井ノ瀬橋～川辺橋間）において銃器による追い払いと、個体数調整目的の溜池での捕獲、東池のコロニー（繁殖地）におけるドライアイスを用いた卵の孵化抑制を実施している。</p>	<p>被害を減らすには成獣を獲るのが重要であり、スレ個体にさせない捕獲方法により、成獣の捕獲割合は増えているが、更に効果的な方法を模索していく。</p> <p>アライグマの生息域は、ほぼ市内一円に広がり、根絶は困難な状況である。</p> <p>アナグマは基本、防護柵で防除。防除できない場合は捕獲する。</p> <p>どちらも今後、増えてくれば、防護柵の高さややり方を変えなければならず、本市の農業に大打撃を与えるため、積極的に侵入を防止する必要がある。</p> <p>銃での捕獲は、捕獲数は少ないが、追い払い効果がある。</p> <p>カワウ・サギの被害を効果的に減ずるに到っていない。今後はカワウの生態調査に基づいた新たな対策を模索していく。</p>

防護柵の設置等に関する取組	鳥獣害対策の要である被害防止柵の設置を普及するべく和歌山市有害鳥獣被害防止事業補助金を活用し、重点的に防護柵設置の普及促進を図るとともに、被害防止に有効かつ効率的な防護柵の設置方法等について、助言等の相談業務を行っている。	イノシシ等被害対策を講じながら営農している農家は増加し、長期的には被害も減ってきているが、農家の高齢化に伴う耕作意欲の減退や労力の乏しさから耕作放棄地が増加している。 このことによりイノシシの繁殖に適した場所が増えているため、今後も防護柵の普及を推進していく。
生息環境管理その他の取組	自覚のない餌やりの根絶や潜み場の除去のための広報活動、加害鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を行っている。	山林の環境整備をするには、本市は山林の大部分が個人所有で小規模のため、計画的な森林整備が難しい。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

活動の目的は農作物被害をなくすことであるので、捕獲頭数にこだわることなく、防護柵や自覚のない餌やりの根絶による人獣の住み分けを目指す。それでも農作物の味を覚え、里に降りてくる個体を捕獲する。

害獣の被害地を地図に可視化し、多角的に対策を考える。

イノシシ等有害鳥獣から田畑を守るには、まず、加害鳥獣の習性や能力を熟知することが重要であり、防護柵を不適切な資材や方法で設置したり、捕獲のみに頼り傷物の農作物を田畑に捨てたり、無自覚の餌付けによる被害拡大が多いことから、農家の知識や技術の向上を図るため、従来からの指導・啓発活動を粘り強く継続する。

アライグマについては、特定外来生物法に基づく防除により、箱わな等による捕獲を継続し、従来の捕獲従事者と委託業者による捕獲を含めながら、このまま続けても根絶は困難なため、新たな取り組みについて検討する。

アナグマについては、柵の設置による被害防除を基本とする。それでも防除できない場合は、捕獲も行う。

シカ・ハクビシンについては、これまでの防護柵では効果がないため、本市への侵入を阻止するための捕獲をする。

カラス・ムクドリについては、追い払い効果も得られるため、銃による捕獲を続ける。

カワウ・サギについては、これまでの対策に加え、生態調査に基づいた新たな対策を模索していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- | |
|--|
| <p>○イノシシ及びカワウ等については、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲による従来どおりの方法に加え、鳥獣被害対策実施隊員の活動による捕獲を継続して実施する。</p> <p>【和歌山市全域・緊急時の捕獲】</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員5名) <p>【可猟区域内の捕獲】</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山県猟友会和歌山支部(有害捕獲許可の従事者125名) <p>○アライグマについては、特定外来生物法の「和歌山市アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲体制により根絶を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員5名)* 和歌山県猟友会和歌山支部(捕獲人員28名)* 和歌山市の委託業者(従事者2名) <p>○アナグマ、ハクビシン</p> <p>被害の実情に応じて、捕獲を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員5名)* 和歌山県猟友会和歌山支部(捕獲人員28名)* 和歌山市の委託業者(従事者2名) <p>○カラス、ムクドリ</p> <p>被害の実情に応じて、捕獲又は、追い払いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員2名)* 和歌山県猟友会和歌山支部(捕獲人員94名) <p>○カワウ、サギ</p> <p>被害の実情に応じて、捕獲又は、追い払いを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員2名)* 和歌山県猟友会和歌山支部(捕獲人員17名) <p>○ライフル銃による緊急捕獲活動</p> <ul style="list-style-type: none">* 和歌山市鳥獣被害対策実施隊(隊員(獣医師)1名) |
|--|

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～8年度	イノシシ アライグマ アナグマ シカ・ハクビシン カラス・ムクドリ カワウ・サギ	有効と思われる捕獲方法等について、先進地事例等の研究を進めるとともに、実施については、国・県事業の活用も検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>* イノシシ 令和2年度は過去最高の1,200頭以上のイノシシを捕獲したが、令和3年度は豚熱の影響で217頭。令和4年度は776頭とまた回復傾向にある。計画頭数は過去の実績に合わせた頭数とする。</p> <p>* アライグマ 特定外来生物法の規定により国の確認を受けた「和歌山市アライグマ防除実施計画」に基づき、根絶を目指して捕獲を推進している。 捕獲計画数については、徐々に増えており令和4年度は過去最高の385頭を捕獲した。捕獲従事者（実施隊員と猟友会会員と委託業者）の捕獲実績を合わせた頭数とする。</p> <p>* アナグマ 柵の設置による防除の効果が無い時に、被害を減少させるための必要数。</p> <p>* シカ・ハクビシン 個体数が少ないうちに捕獲する。</p> <p>* カラス・ムクドリ 追い払いと捕獲を組み合わせ、被害を減少させるための必要数。</p> <p>* カワウ・サギ 追い払い、捕獲、繁殖抑制を組み合わせ、被害を減少させるための必要数。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	850頭	850頭	850頭
アライグマ	350頭	350頭	350頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
シカ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
カラス	20羽	20羽	20羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
カワウ	100羽	100羽	100羽
サギ	80羽	80羽	80羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲に頼る対策だけでは被害の真の解決にはならないので、防護柵や自覚のない餌やりの根絶による住み分け、それでも農作物の味を覚え、畑に出没する個体は捕獲または、追い払いを実施していく。</p> <p>許可期間、捕獲方法を最大限に拡大し、より捕獲圧を高めていく。</p> <p>新たに被害が発生した地域には、実施隊により被害状況調査、鳥獣の生態調査をし、より効率の良い対策を実施する。</p> <p>イノシシは鳥獣被害対策実施隊による従来どおりの囲いわな、箱わなに加え、スレ個体に対しては被害地に隣接した生息域において、くくり罠を使用して捕獲する。</p> <p>アライグマは捕獲従事者の充実を図り、錯誤捕獲のない方法を検討する。</p> <p>カワウは、ねぐらにおいて個体群管理を行う等、不適切な対策をすると、結果的に被害が拡大するため、種の特性を踏まえた対策を実施する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃はイノシシ、シカといった大型獣の捕獲に有効であり、散弾銃とは比べ物にならない精度と威力があり、散弾銃では手負で逃げられる可能性がある。イノシシ等の市街地出没時のイノシシ等が可猟区域に入った時に、実施隊員によりライフル銃を用いた有害捕獲を実施する。</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ アナグマ	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)
	ワイヤーメッシュ 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)	ワイヤーメッシュ 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)	ワイヤーメッシュ 延長 3,000m 受益面積 3.0ha (和歌山市全域)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～令和8年度
イノシシ アライグマ アナグマ	防護柵をしていても侵入される場合、実施隊員が現場で動物が柵を抜けている箇所の指摘や、電気柵のテスターによる測定をしている。
カラス ムクドリ	平成27年から猟友会による追い払い・駆除ボランティア活動が実施されており、今後も継続していく。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～8年度	全ての獣種	実施隊員が地域を廻り、無意識の餌やり行為（放任果樹、農作物残渣、二番穂）や緩衝帯等の啓発活動をしており、今後も粘り強く継続し、野生動物が農地に出没しにくい環境をつくる。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

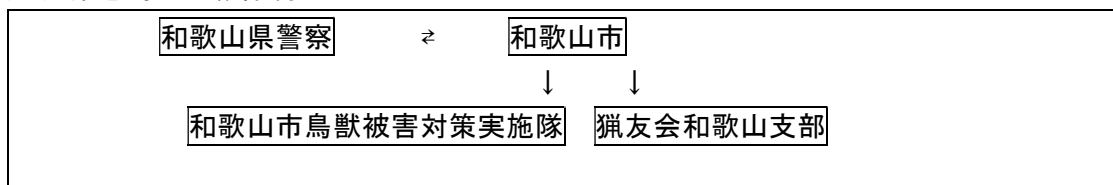
関係機関等の名称	役割
和歌山県(東、西、北)各警察署	市民の安全確保
和歌山市農林水産課	関係機関との連絡調整
和歌山市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲（市内全域、緊急時）
猟友会和歌山支部	対象鳥獣の捕獲（可猟区域）

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシの捕獲個体については、埋伏、焼却による処分その他、自家消費や処理施設での食肉利用を推進する。</p> <p>アライグマについては、和歌山市防除実施計画に基づき、麻酔薬により殺処分した後、一般廃棄物として「和歌山市青岸清掃センター」にて焼却処分する。</p> <p>アナグマ、ハクビシンについては、埋伏処分または焼却処分する。</p> <p>また、カワウ、カラス、ムクドリ、サギについては、捕獲地内への埋伏処分または焼却処分する。</p>

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲されたイノシシ個体は、食品営業許可を取得した処理施設で食肉やペットフードなど利活用を推進する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

わかやまジビエ格付員の認定を推進している。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	和歌山市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
和歌山県海草振興局	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査等
和歌山市	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査、生態調査、捕獲の実施(銃猟・わな猟・吹き矢等)
わかやま農業協同組合	防護対策資材の供給及び設置指導等
和歌山県農業共済組合北部支所	農業共済制度による被害情報の提供
和歌山市農業委員会	被害情報の提供
和歌山県猟友会和歌山支部	捕獲の実施(銃猟・わな猟)

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊員（市職員5名、有資格者）による、より専門性の高い有害対策の専門家集団を目指す。
野生動物管理や生物多様性保全に見識を持ち、生息調査による科学的根拠に基づく戦略的な個体管理を行う。
有害鳥獣捕獲が実施困難な地域において専門的な捕獲を行う技術者を育成する。
警戒心の高いスレ個体を作らない捕獲技術を研究する。
伝統的捕獲技術だけでなく、状況に応じて新手法を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

実施隊員が直ぐに現場に出られない現状を改善する。研修会等に参加し有害の最新の知識や技術を習得する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と情報共有し、効果的な対策をする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。